

2019年度 事業報告書

2019年度 事業報告書

本法人は、年金受給者の福祉の増進と経済的救済に寄与することを目的として各事業を実施してきた。

なお、年金担保貸付事業の廃止時期が明示されたことを受け、「年金担保貸付事業の終了後における当協会のあり方検討委員会」をつくり、その議論を踏まえ、検討委員会の報告書を作成した。令和元年10月開催の理事会・評議員会において、当該報告書に基づき、当協会の今後の事業運営にあたることが決議された。

本年度に実施した各事業の実施状況及び管理的事項は、次のとおりである。

I 事業実施状況

1 信用保証事業

(1) 信用保証事業の実施

(独)福祉医療機構が行う公的年金受給者の受給権を担保とする融資に係る債務の保証事業については、次のとおり実施した。

① 新規利用件数・保証引受額

2019年度の信用保証制度の年間利用状況は、新規利用件数は、62,802件、同保証引受額は、323億円であった。

また、2019年度末の保証引受残高は、157,481件、464億5,093万円（前年度178,295件、523億3,724万円）であった。

表1：新規保証利用件数と保証引受額の年度推移

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	2019年度
新規利用件数	103,595件	92,610件	77,800件	74,332件	62,802件
保証引受額	573億円	506億円	394億円	386億円	323億円
対前年度比（額）	60.7%	88.3%	77.9%	97.8%	83.7%

② 保証料及び保証料収入

保証料は月当たり保証金額1万円について、21円とした。

2019年度の保証料収入は、10億8,070万円（前年度10億8,947万円）であった。

表2：保証料の推移

(注) 保証料は、対万円/月

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2019年度
保証料	16.90円	15.20円	15.20円	16.90円	18.40円	21円
年率換算	2.03%	1.82%	1.82%	2.03%	2.21%	2.52%

③ 保証履行及び求償債権の管理状況

2019年度の保証履行は、3,659件、9億8,449万円を行った。(保証履行状況の推移は、表3参照。)

2019年度末の求償債権の残高は、266件、120,046千円(前年度末288件、135,573千円)であった。

2019年度の求償債権の増減の状況は表4、債権償却の状況は表5のとおりである。

表3：保証履行状況の推移

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	2019年度
件 数 (前年度比)	6,634件 (92.8%)	5,670件 (85.5%)	4,679件 (82.5%)	4,260件 (91.0%)	3,659件 (85.9%)
金 額 (前年度比)	2,312百万円 (82.8%)	1,671百万円 (72.3%)	1,341百万円 (80.3%)	1,147百万円 (85.5%)	984百万円 (85.8%)
単 価 (前年度比)	348千円 (89.2%)	295千円 (84.8%)	287千円 (97.3%)	269千円 (93.7%)	269千円 (100%)

表4：2019年度求償債権の増減状況

	平成30年度 末残高	増加分	減額分		2019年度末 残高
			回収分	債権償却分	
件 数	288件	26件	8件	40件	266件
金 額	135,573千円	8,318千円	2,499千円	21,346千円	120,046千円

※回収分の内訳：全額一括返済分1件、54千円。分割返済分7件、2,445千円。
計2,499千円(前年度2,439千円。)

表5：債権償却の状況(債権管理規程第22条第3項による報告)

	件 数	金 額 (円)	備 考
死 亡	1	454,646	
破 産	11	5,396,931	民法上の破産適用
生活困窮	5	2,070,548	生活保護受給者等
行方不明	1	75,628	1年以上の所在不明
時 効	22	13,348,505	民法上の時効(10年)
合 計	40	21,346,258	

(2) 金融機関に対する訪問連絡活動の実施

年金担保融資の取扱い金融機関 10 行を訪問し、利用者に対する信用保証事業の内容の周知を依頼するとともに、保証関係事務処理に関する連絡調整、さらには、信用保証制度等に関する意見、要望等の聴取などを行った。

特に、「団体信用生命保険の新規加入停止の取扱い」については、訪問先すべての金融機関から「信用保証事務が簡素化されて良い。」との意見をいただいた。

(3) 団体信用生命保険の新規加入の停止について

協会は、保証依頼者死亡による保証履行の危険負担を分散するために連帯保証委託約款により保証依頼者に団体信用生命保険への加入を条件としていたが、平成 31 年 4 月の信用保証申込者より、連帯保証委託約款を改正し、団体信用生命保険への新規加入を停止することとした。

2 債務引受事業及び団体信用生命保険加入事業

(1) 年金住宅融資に係る債務引受事業

2019 年度は会員からの新規の債務引受の申し込みはなかった。

賛助会員については、年金住宅融資債権の完済により、団体信用生命保険の被保険者が「0」になった会社が 1 社あったことから、令和 2 年 3 月末で 1 会員減少となり、19 会員（前年度 20 会員）となった。

(2) 年金住宅融資に係る団体信用生命保険加入事業

同事業については、2019 年度においては、特約料を据え置き、表 6 のとおり実施した。なお、平成 31 年 1 月～12 月の保険料率については、9 円 41 銭と前年の 11 円 50 銭から引き下げになった。

同事業の団体信用生命保険加入件数は、令和 2 年 3 月末で 366 件（前年度 448 件）と前年度より 82 件の減少となった。事業の実施状況の推移は、表 7 のとおりである。

表 6：特約料

		団 体 別		
		一般事業主	労栄協会	兵庫生協
特約料 (対万円/月)	30 年度	6.49 円	8.42 円	10.31 円

※平成 25 年度に特約料を改定後、据え置きを実施している。

表 7：利用状況の推移

年 度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	2019 年度
加入件数(年度末)	779 件	680 件	575 件	448 件	366 件
支払件数	7 件	8 件	6 件	4 件	5 件
支払保険金	19,666 千円	30,908 千円	11,007 千円	4,982 千円	10,327 千円

II 管理的事項

1 評議員会

(1) 第16回評議員会（定時評議員会）

令和元年6月19日（水）13：30～

開催場所：当協会会議室

第1号議案 阿部吉邦評議員及び木城基次評議員辞任に伴う後任評議員の選任について

第2号議案 任期満了に伴う理事及び監事の選任について

報告事項1 平成30年度事業報告について（事業報告書）

報告事項2 平成30年度決算について（決算書）

報告事項3 常勤理事の特別手当の額について

(2) 第17回評議員会

令和元年10月23日（水）13：30～

開催場所：当協会会議室

議案 「年金担保貸付終了後における当協会のあり方検討委員会」報告書について

報告事項1 会計監査人に対する報酬について

報告事項2 「資産運用規程」の一部改正について

報告事項3 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

(3) 第18回評議員会

令和2年3月10日（水）13：30～

開催場所：当協会会議室

第1号議案 基本財産の指定正味財産から一般正味財産への変更について

第2号議案 「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」の一部改正について

報告事項1 令和2年度事業計画について（事業計画書）

報告事項2 令和2年度予算について（収支予算書）

報告事項3 令和2年度資金調達及び設備投資の見込みを掲載した書類について

報告事項4 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

2 理事会

(1) 第22回理事会

令和元年6月3日（月）13：30～

開催場所：当協会会議室

第1号議案 平成30年度事業報告について（事業報告書）

第2号議案 平成30年度決算について（決算書）

第3号議案 常勤理事の特別手当の額について

第4号議案 第16回評議員会（定時評議員会）の招集について

(2) 第23回理事会（書面）

令和元年6月19日（水）

第1号議案 代表理事選定の件

第2号議案 常務理事選定の件

(3) 第24回理事会

令和元年10月11日（金） 13：30～

開催場所：当協会会議室

第1号議案 「年金担保貸付終了後における当協会のあり方検討委員会」報告書について

第2号議案 会計監査人に対する報酬について

第3号議案 「資産運用規程」の一部改正について

第4号議案 第17回評議員会の招集について

報告事項 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

(4) 第25回理事会

令和2年2月28日（金） 13：30～

開催場所：当協会会議室

第1号議案 令和2年度事業計画について（事業計画書）

第2号議案 令和2年度予算について（収支予算書）

第3号議案 令和2年度資金調達及び設備投資の見込みを掲載した書類について

第4号議案 基本財産の指定正味財産から一般正味財産への変更について

第5号議案 第18回評議員会の招集について

報告事項 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

3 「年金担保貸付終了後における当協会のあり方検討委員会」報告書について

年金担保貸付について、令和4年3月末に新規申込受付が終了することが明示されたことを受け、平成30年7月に当協会の存続・解散を含めた今後のあり方について、広く関係者の意見を徴するために「意見交換会」を開催した。その中で、本格的な検討委員会を作って、今後のあり方を決める必要があるとの意見があったことから、「検討委員会」を設置し、今後の基本方針を作成することとした。

検討委員会は、委員5名、オブザーバー2名で組織し、(1)組織の存続・維持(2)事業について(3)最終的な方向性(新規事業が不可能な場合)等について議論し、報告書を作成した。令和元年10月開催の理事会・評議員会において、当該報告書に基づき、当協会の今後の事業運営にあたることが決議された。

これにより、信用保証事業は、(独)福祉医療機構と協議のうえ、令和8年(2026年)4月末までに保証業務を終了させ、住宅団信事業は、厚労省、(独)福祉医療機構と連携して、早期に他の団体に事業を譲渡する方向で進めることになった。

4 厚生労働省年金局、(独)福祉医療機構との打ち合わせ

当協会の今後の事業に関する課題等を議論するため、協会、厚生労働省年金局、(独)福祉医療機構の三者で打ち合わせ会議を14回実施した。

打ち合わせ会議においては、検討委員会報告書に関する意見聴取、保証履行金に対する利息軽減等について議論し、令和2年4月より、「保証履行に関する取扱い変更」を行うこととした。

5 常勤役職員の給与の削減措置の実施

協会の財政状況に資するため、2019年4月から、当分の間、常勤役職員の基本給月額を10%減額した。

2019 年度事業報告に関しては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、附属明細書は作成していない。

2020 年 6 月
公益財団法人 年金融資福祉サービス協会

[参考]

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則

第 34 条 法第 123 条第 2 項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りではない。

2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該一般社団法人の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）

二 法第 76 条第 3 項第 3 号及び第 90 条第 4 項第 5 号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要

3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。